



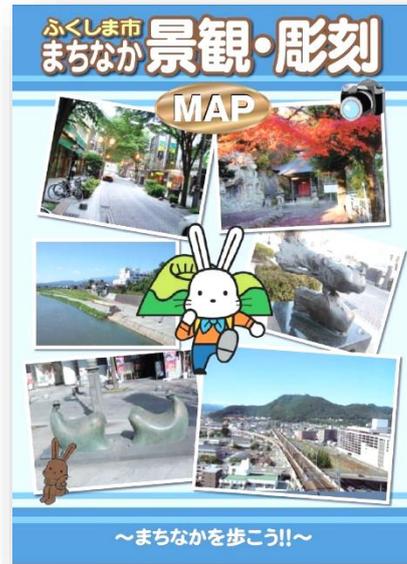
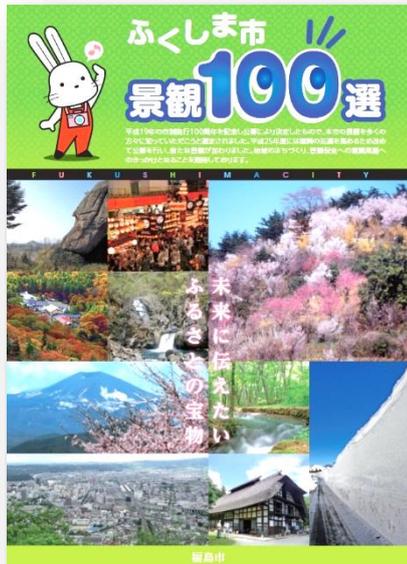
(1) 景観形成の取り組み経過について

年 月		主 な 取 り 組 み 内 容
平成13年	3月	景観条例の公布
	4月	景観条例の一部施行
	8月	景観条例施行規則の公布
	10月	景観形成基本計画及び大規模行為景観形成基準の策定
		景観条例・規則の全面施行（届出制度による景観誘導の開始）
11月	飯坂町湯沢周辺区域街づくり協定の認定	
平成15年	2月	第1回景観セミナーの開催
平成16年	2月	第2回景観セミナーの開催
	6月	【景観法】の公布
	11月	第3回景観セミナーの開催
平成17年	6月	【景観法】の全面施行
平成18年	2月	第4回景観セミナーの開催
	8月	茂庭地区景観住民協定の認定
	11月	第5回景観セミナーの開催
平成19年	3月	飯坂町周辺地域まちづくり協定の認定
	11月	景観100選の発行
		第6回景観セミナーの開催
平成20年	11月	第7回景観セミナーの開催
平成21年	7月	景観100選（飯野地区）の選定
平成22年	2月	第8回景観セミナーの開催
平成23年	2月	第9回景観セミナーの開催
	4月	「景観行政団体」へ移行
平成24年	1月	第10回景観セミナーの開催
平成25年	2月	まちづくり市民アンケート調査の実施
平成26年	3月	景観100選の追加選定
平成27年	3月	福島駅前通り『景観まちづくり懇談会』の開催
		土湯温泉町まちづくり協定の認定
平成29年	3月	福島駅前通り景観まちづくり協定の認定
	10月	市制施行110周年記念事業『景観まちづくりセミナー』の開催
平成30年	1月	新しい景観条例及び施行規則の公布
		景観形成基本計画及び景観まちづくり計画の告示

◆ 『ふくしま市景観100選』の選定

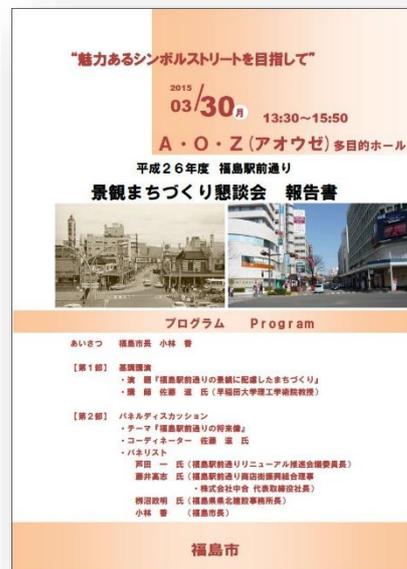
平成19年の市制施行100周年を記念し、公募により選定しています。平成21年には飯野町合併を記念し、また、平成26年には震災復興の気運を高めるため、改めて公募を行い、新たな景観が加わりました。併せて、街なかの“まち歩き”を誘発するため、「まちなか景観・彫刻マップ」を作成しています。

これらの景観を多くの人に認識していただきながら、景観まちづくりに生かしていきたいと考えています。



◆ 『景観セミナー』、『景観まちづくり懇談会』などの開催

市民との協働により魅力あふれる景観の形成を実現するためには、景観を共有財産として認識し、景観の保全、活用、創出に対する意識づくりが重要であることから、市民・事業者・行政が一丸となって景観まちづくりへの気運を高めるため、景観セミナーや地域ごとの景観まちづくり懇談会などを定期的に開催していきたいと考えています。



(2) 福島市景観審議会の開催経過について

開催日		回数	主な審議内容
平成13年	5月18日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観形成基本計画案について ● 景観条例施行規則案について
	6月26日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観形成基本計画案について ● 大規模行為景観形成基準案について ● 景観条例施行規則案について
	7月31日	第3回	● 景観形成基本計画について
	8月20日	第4回	● 大規模行為景観形成基準について
平成19年	5月23日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観条例の概要について ● 条例施行の状況などについて ● 景観100選について
平成19年	9月3、4日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観100選の選定方法などについて ● 景観100選の現地視察について
	10月17日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観100選の事前審査結果について ● 景観100選の推薦箇所について ● 景観100選の選定について
平成21年	6月17日	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募概要説明と事前審査の結果について ● 景観100選（飯野地区）の選定について
平成22年	2月18日	第9回	● 景観法に基づく景観行政団体移行について
平成23年	7月19日	第10回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観行政団体移行の報告と概要について ● 景観まちづくり計画策定に係る参考事例について ● 景観まちづくり計画策定に係るスケジュールについて
平成25年	5月29日	第11回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観100選の追加募集について ● 景観まちづくり計画の策定状況について
	10月21日	第12回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観100選の応募概要説明と事前審査の結果について ● 景観100選の追加箇所の選定について
平成27年	5月18日	第13回	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の景観行政について ● 今後の景観審議会の進め方について
	11月20日	第14回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観まちづくり計画の必要性について ● 景観まちづくり計画の策定スケジュールについて ● 景観まちづくり計画で定める事項について
平成28年	2月10日	第15回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観条例改正の考え方について ● 景観まちづくり計画の考え方について
	8月22日	第16回	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観まちづくり計画の修正点について ● 景観形成基本計画（草案）及び景観まちづくり計画（草案）の構成について

平成28年	11月24日	第17回	● 景観形成基本計画（草案）について ● 景観まちづくり計画（草案）について[第2章第4項まで]
平成29年	2月23日	第18回	● 景観まちづくり計画（草案）について[第2章第5項から]
	5月26日	第19回	● 景観形成基本計画（素案）及び景観まちづくり計画（素案）について <u>素案の承認</u>
	11月2日	第20回	● 計画（素案）のパブリック・コメントの結果報告 ● 景観重点地区の候補と考えられる地区に関する現地視察

※本計画の策定に係る審議を行った回を着色しています

◆ 景観審議会の構成

次の12名により構成

- ・ 学識経験者（3名）
- ・ 各分野の代表者（8名）
法律、建築、福祉、歴史、まちづくり、観光、農業、商工
- ・ 行政機関（1名）
国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所

（3）その他

◆ パブリック・コメントの実施

平成29年8月7日（月）～9月8日（金）

◆ 都市計画審議会への意見聴取

平成29年7月11日（火）

◆ 市制施行110周年記念事業「景観まちづくりセミナー」の開催

平成29年10月16日（月）

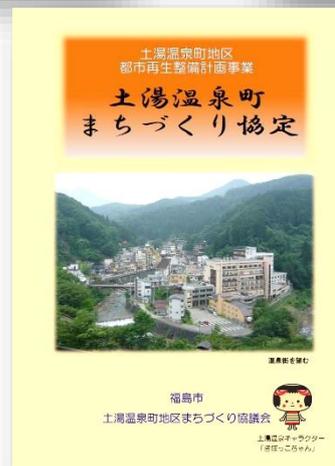
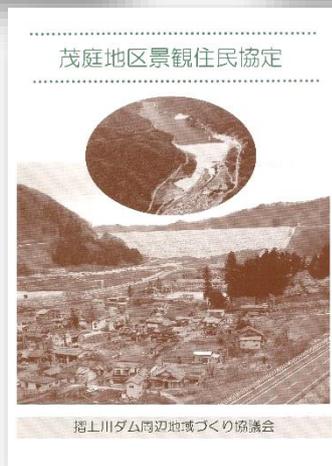
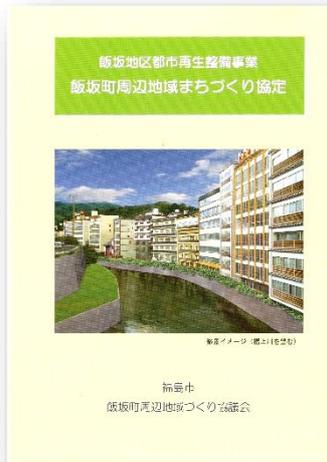
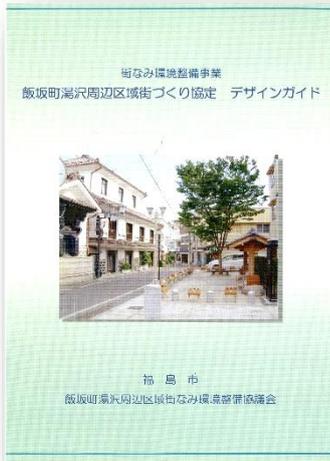
午後1時30分～午後4時30分

福島テルサ FTホール

【参考資料1】 景観住民協定認定地区



名称	飯坂町湯沢周辺 区域街づくり協定	茂庭地区 景観住民協定	飯坂町周辺地域 まちづくり協定	土湯温泉町 まちづくり協定	福島駅前通り 景観まちづくり協定
申請者	飯坂町湯沢周辺区域 街なみ環境整備協議会	摺上川ダム周辺 地域づくり協議会	飯坂町周辺 地域づくり協議会	土湯温泉町地区 まちづくり協議会	福島駅前通り 商店街振興組合
認定 年月日	平成13年11月12日	平成18年8月8日	平成19年3月28日	平成27年3月31日	平成29年3月31日
協定締結 年月日	平成13年10月25日	平成18年3月30日	平成19年2月15日	平成27年3月17日	平成29年3月27日
協定期日	平成13年10月25日 ～ 平成23年3月31日	平成18年3月30日～	平成19年2月15日 ～ 平成39年3月31日	平成27年3月17日 ～ 平成45年3月31日	平成29年3月27日 ～10年間
協定期間	10年間	無期限	20年間	18年間	10年間
備考	現在は 協定期間終了	-	-	-	-



茂庭地区景観住民協定

全体イメージ:『良好な農山村風景と生活環境の保全と創造』

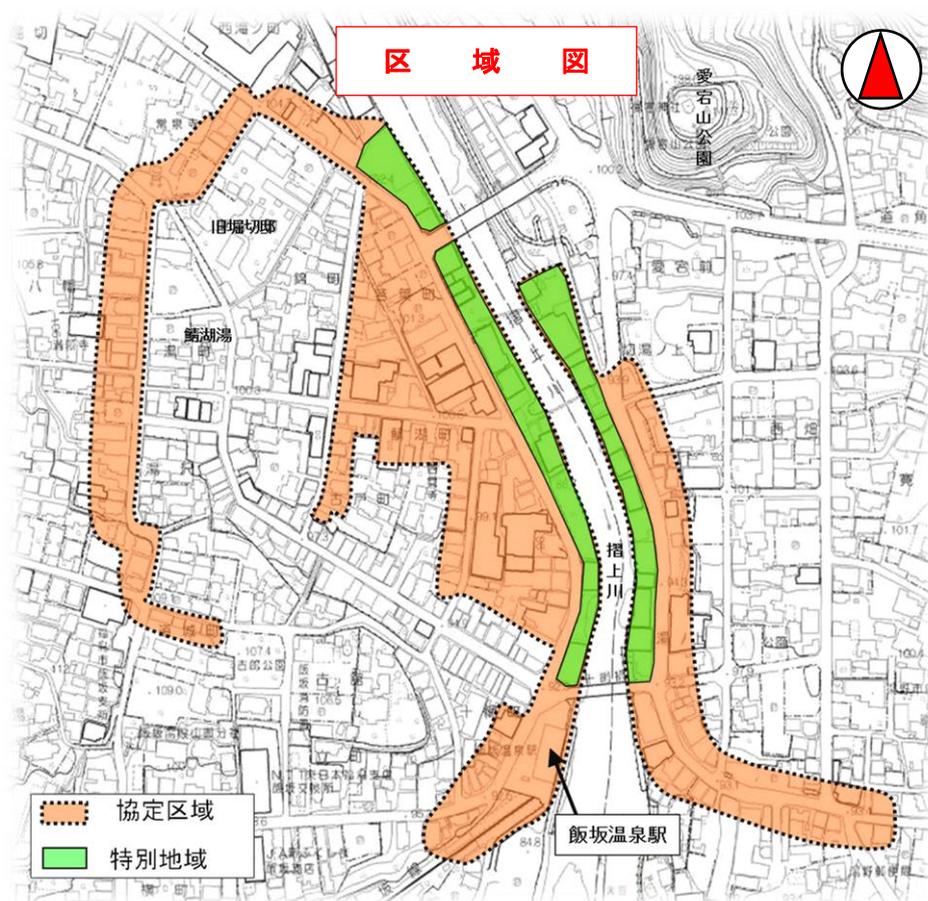
対 象		風景づくり基準
建築物	用途	・危険性や環境を悪化させるおそれのある工場、パチンコ店、ゲームセンター及び宿泊施設（宿泊定員20名以上）を建築してはならない。
	位置	・建築物の外壁が敷地境界線から1m以上離す。
	形態 ・ 意匠	・建物の高さは12m以下とする。 ・軒の高さは7m以下とする。 ・屋根は勾配屋根とし、適度な軒の出を有する。 ・周辺の自然景観と調和し、和風建築様式を継承した意匠とする。 ・屋根は和風感のある瓦又は鋼板などで葺く。 ・空調室外機、ガスボンベなど、室外に設ける設備は公共空間から目立たない位置に設けるか、又は緑化などによる修景措置を工夫する。
	色彩	・周辺の自然景観に馴染む落ち着いた低彩度色を用いる。 ・屋根の色彩は赤又は黒系統を基調とする。 ・外壁は和風を基調とした白、茶系統とする。
工作物 (垣根、さく、塀、門)	・塀の高さは1.5m以下とする。 ・落ち着いた色彩で周辺景観及び建物との調和が図られるものとする。	
工作物 (その他)	・工作物の高さは12m以下とする。ただし、広告物は4m、電波塔は15m、電線路の支持物は20m以下とする。 ・すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観に馴染む落ち着いた色合いの低彩度色を用いる。 ・樹木などにより必要に応じて修景緑化を図る。	
広告物	・広告物の高さは4m以下とする。 ・表示面積は3㎡以下とする。 ・板面は周辺環境との調和を基本とした色彩とし、蛍光色、刺激的な装飾は用いない。	
土地の区画形質 の変更	・造成などに関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくするとともに、法面の整正は土羽にする。やむを得ず擁壁などの構造物を設ける場合には、必要最小限にする。 ・法面が生じる場合は、周辺の景観を配慮し、芝、低木及び中高木の植栽など必要な緑化措置を図る。	



飯坂町周辺地域まちづくり協定

全体イメージ:『和風を基調とした風情ある住宅・温泉街の形成』

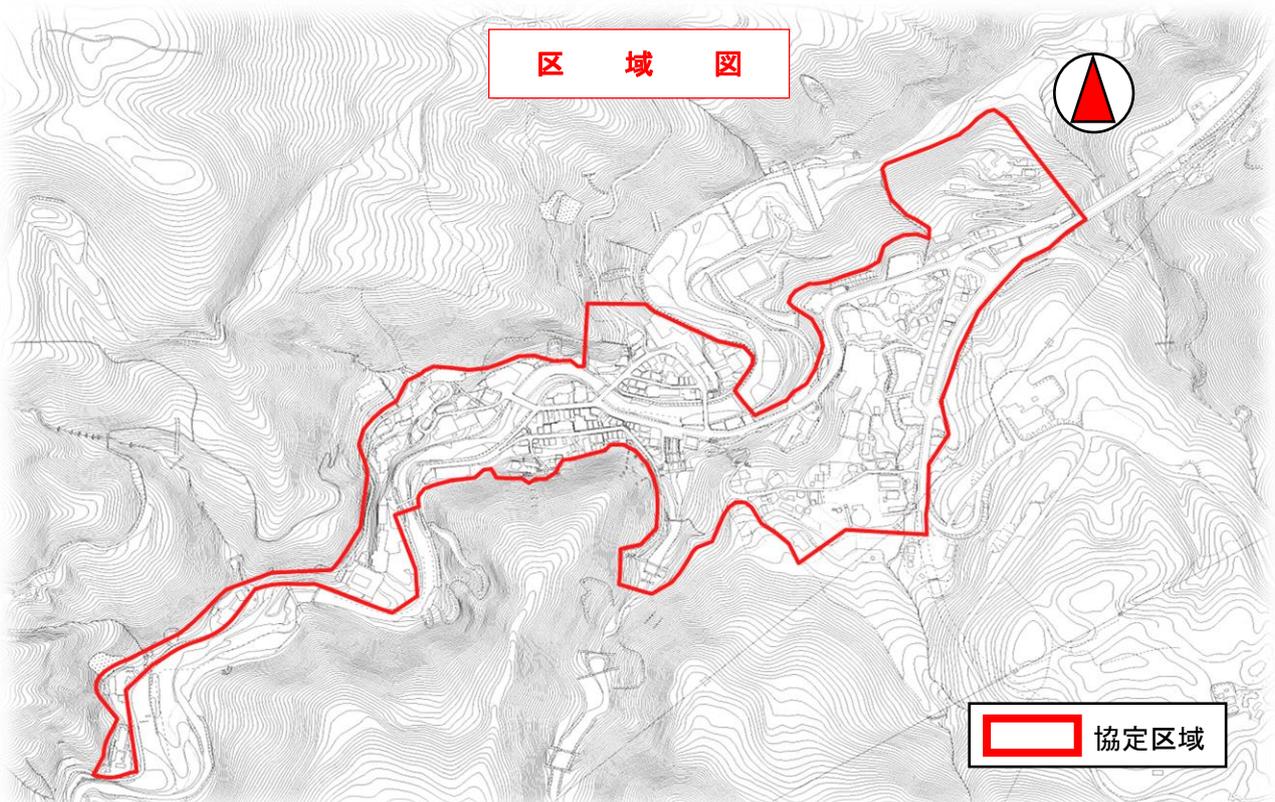
対 象	協 定 事 項
屋根	・屋根形状については、できるだけ勾配屋根とし、和風を基調とする瓦、鋼板などで葺き、色彩は原色を避け、落ち着いたものとするように努める。
外壁	・和風を基調とした無彩色（白、灰）系や、茶系の落ち着いた色彩とし、道路に面した部分は、できるだけ木材、石、漆喰などの自然素材を使用し、街なみと調和するように努める。
附帯構造物 、車庫など	・道路に面する附帯構造物や車庫などについては、建物本体と調和した構造と色彩、材質とし、また自動販売機などはできるだけ目隠しを行い、街なみと調和するように努める。
コンクリート構造物	・木材など化粧材を多用し、街なみの調和のとれた仕上げとするように努める。
看板・広告物	・和風を基調とした木材などを使用し、また必要最小限の数、大きさとし、街なみと調和するように努める。
壁面の位置	・建築物は壁面を後退させ、その空地はオープンスペースとして、住民および観光客のふれあいの場として開放するように努める。
外構	・建築物の周囲に生垣などを植樹し、また花壇、プランターなどにより季節の花が楽しめるように努める。
登録文化財など	・登録文化財などの歴史を誇る施設の保存に努め、接近して建築するときには特に修景の配慮に努める。
店舗施設など	・清潔で活気ある演出に心がけると共に、地域の居住者だけでなく遠来の客にも好感をより深めることができるように努める。



土湯温泉町まちづくり協定

全体イメージ:『和風を基調とした風情ある住宅・温泉街の形成』

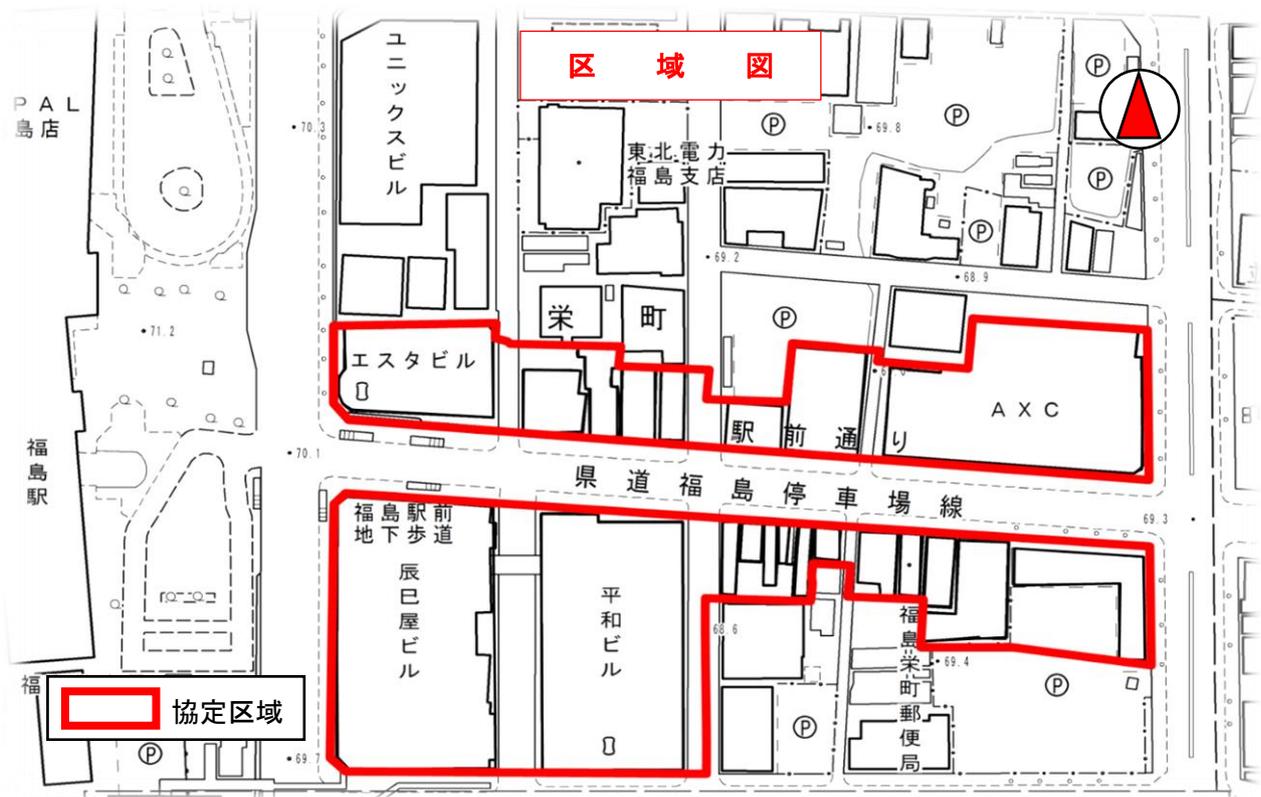
対 象	協 定 事 項
屋根	・屋根形状については、2/10以上の勾配屋根（切妻、寄棟）とし、和風を基調とする瓦、銅板などで葺き、色彩については、黒、焦げ茶とし、落ち着いたものとするように努める。
外壁	・和風を基調とした無彩色系や、茶系の落ち着いた色彩とし、道路に面した部分は、できるだけ木材、石、漆喰などの自然素材を使用し、街なみと調和するように努める。
附帯構造物 、車庫など	・道路に面する附帯構造物や車庫などについては、建物本体と調和した構造と色彩、材質とし、また自動販売機などはできるだけ目隠しを行い、街なみと調和するように努める。
コンクリート構造物	・木材など化粧材を多用し、街なみの調和のとれた仕上げとするように努める。
看板・広告物	・和風を基調とした木材などを使用し、また必要最小限の数、大きさとし、街なみと調和するように努める。
壁面の位置	・建築物は壁面を後退させ、その空地はオープンスペースとして、住民および観光客のふれあいの場として開放するように努める。
外構	・築物の周囲に生垣などを植樹し、また花壇、プランターなどにより季節の花が楽しめるように努める。
登録文化財など	・登録文化財などの歴史を誇る施設の保存に努め、接近して建築するときには特に修景の配慮に努める。
店舗施設など	・清潔で活気ある演出に心がけると共に、地域の居住者だけでなく遠来の客にも好感をより深めることができるように努める。



福島駅前通り景観まちづくり協定

全体イメージ:『レトロモダンを基調とした街なみの形成』

対 象	協 定 事 項
外壁・屋根・外構	<ul style="list-style-type: none"> ・全体イメージ「レトロモダンを基調とした街なみ」を遵守する。 ・クリーム、ベージュ、灰色、茶系などの落ち着いた色彩や、レンガ、石、漆喰などの自然素材などを使用したり、ファサード整備においてはレンガ調のアクセントモチーフなどを用いて「レトロモダン」な雰囲気醸し出すなど、景観に配慮し街なみの調和を図るよう努める。 ・オーニングテントなどの使用や、効果的なショーウィンドーを用いて店舗を魅せ、賑わいの演出に努める。
看板・広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色調の素材を多用し、また必要最小限の数、大きさとし、歩道上への無許可の立て看板などを行わないなど街なみと調和するよう努める。 ・看板のシースルーにより建物のラインを見せるなど立体的でモダンなデザインに努める。
休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗やオープンスペースなどに休憩施設を設け、住民及び観光客のふれあいの場として開放するよう努める。
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの美化活動や除雪など、良好な商業環境づくりに取り組み、ごみの集積などは場所、時間など決められた事項を守ると共に、常に清潔感のある雰囲気づくりに努める。



【参考資料2】本市にかつてあったレンガの建造物

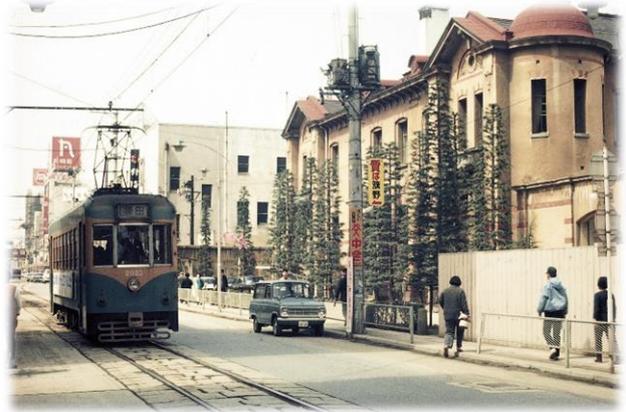
◆皆さんは覚えていますか・・・

昭和53年(1978年)に日本銀行福島支店の旧店舗が取り壊されました。

この当時、市内でも洋風建築として代表的な建物の取り壊しに反対運動が展開され、全国的なニュースにもなりました。

この旧店舗は、大正2年(1913年)に完成したもので、日本銀行本店や東京駅を手掛けた辰野金吾博士の設計で、重厚で格調高い外観を持ち、耐震性を強化するため、当時としては最新技術であったレンガと石材を併用する方式を採用しています。

写真は、電化された「チンチン電車」と並んだ当時の記録写真となりますが、建設当時は、赤茶けたレンガ造りの建物と蒸気機関車の並んだ風景があったのではと想いを馳せるところです。



当時の市内には、同時期に完成し辰野金吾博士の設計による旧福島県農工銀行本店もあり、「赤レンガの銀行」として親しまれていました。

赤いレンガに白い石を帯状に並べたデザインは、ヴィクトリアン・ゴシック様式に影響を受けたもので、東京駅にも見られる「辰野式建築」として知られています。



現在の東京駅



◆市内にはレンガを用いた建造物が現存します・・・

現在、JR東北本線松川駅とJR奥羽本線庭坂駅にレンガ造りの油庫が現存しています。

油庫とは、当時、夜間の灯りに用いたランプの燃料となる軽油を貯蔵していた倉庫で、防火対策としてレンガ造りを用いた頑丈な造りとなっています。

市内に目を向けると、舟場町には日本赤十字福島県支部の倉庫として大正5年(1916年)に建てられた2階建てのレンガ造りの建物があり、「赤レンガ倉庫」として親しまれています。



松川駅の油庫
明治20年(1887年)建築



庭坂駅の油庫
明治32年(1899年)建築



赤レンガ倉庫



旧米沢藩米蔵(復元)
(景観100選 No.69)

かつて、本市にはレンガ工場がありました。現在の笹木野周辺にあったとされており、近くにはレンガでできた「山神社」があり、今でも往時が偲べれます。

そこで生産されたレンガは、奥羽本線建設時の隧道工事や、日本銀行福島支店の旧店舗にも使われたのではないかと云われています。



山神社

このように、レンガは本市の街の歴史に大きな繋がりがあることから、「まちづくりの・・・ひとつのキーワードとして“レンガ”」を用いていければと考えています。



レンガ通り

日本銀行福島支店前の市道本町・上町線は、通称レンガ通りと呼ばれており、昭和53年に日本銀行福島支店旧店舗を取り壊した際に、その建物を偲んで、それまでの大町通りからレンガ通りへと名称が変わったものです。

本市では、平成27年3月に国より中心市街地活性化基本計画の認定を受け、活性化事業を進めています。その中で福島駅から東に伸びる福島駅前通り⇒レンガ通り⇒移転新築されている大原総合病院までを「東西動線軸」として、賑わいの創出を図るシンボリックな道路と位置づけています。

福島駅前通りのリニューアルは、県、市、地元商店街、商工団体の協働により進められ、“レンガ基調のレトロモダン”をイメージとした道路に生まれ変わろうとしています。

また、福島駅西口に完成した自転車管理棟もモダンなレンガを用いており、福島駅東口の外観もレンガ調に改装され、さらには、移転した大原総合病院も同一イメージを持った街なみ景観に配慮した建物となっています。

今後も、新たな“ふくしまの顔”としてふさわしい、福島駅を中心とする市街地の街なみ景観の創出を推進していきます。



中心部の回遊イメージ



駅西口自転車管理棟



福島駅(東口)



大原総合病院



福島市景観まちづくり計画

平成30年4月

福島市都市政策部都市計画課

〒960-8601 福島県福島市五老内町3-1
TEL (024) 535-1111 (代表)